



池田市公報

第106号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和4年8月1日発行

目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例	2
○ 池田市総合計画基本構想の議決に関する条例	3
○ 池田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市立養護老人ホーム条例を廃止する条例	4
<u>規 則</u>	
○ 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
○ 池田市職員採用規則の一部を改正する規則	5
○ 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	6
○ 池田市立市民活動交流センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	6
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	6
○ 池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則	7
○ 池田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	7
○ 池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
○ 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
○ 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
○ 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
<u>訓 令</u>	
○ 池田市職員採用詮衡委員会規程を廃止する訓令	9
<u>公平委員会</u>	
○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則	10
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程	11
○ 市立池田病院参与の設置に関する規程	11
<u>教育委員会</u>	
○ 池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	12

本号には、令和4年4月2日から令和4年7月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、公平委員会及び教育委員会の規則並びに池田病院の規程を登載しています。

条 例

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年5月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第11号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

(池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 池田市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第1条に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に係る期末手当を除く。以下同じ。)の額は、第1条の規定による改正後の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項、第3条の規定による改正後の池田市特別職の職員の給与に関する条例第3条の2第2項、第4条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例(第2号イにおいて「新給与条例」という。)第33条第2項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(第3号イにおいて「新幼稚園給与条例」という。)第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年池田市条例第21号)第4条若しくは第8条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成4年池田市条例第19号)第4条第1項、職員の育児休業等に関する条例(平成4年池田市条例第2号)第7条第1項、池田市一般職の職員の給与に関する条例第18条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第33条第5項若しくは第6項又は池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第21条第4項若しくは第33条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額、以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額、以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第1条第1項に規定する議長、副議長及び議員、池田市特別職の職員の給与に関する条例第1条各号に掲げる職員並びに池田市一般職の職員の給与に関する条例第8条の2第1項に規定する特定任期付職員 220分の15

(2) 池田市一般職の職員の給与に関する条例第1条に規定する本市一般職の職員(前号の特定任期付職員、次号に掲げる者及び会計年度任用職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員のうち新給与条例第33条第2項に規定する特定管理職員（以下この号において「特定管理職員」という。） 107.5分の15

ウ 再任用職員のうち特定管理職員以外のもの 72.5分の10

エ 再任用職員のうち特定管理職員 62.5分の10

(3) 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第1条に規定する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 再任用職員以外の職員のうち新幼稚園給与条例第21条第2項に規定する職務の級（以下この号において「職務の級」という。）が6級のもの 107.5分の15

ウ 再任用職員のうち職務の級が6級以外の級のもの 72.5分の10

エ 再任用職員のうち職務の級が6級のもの 62.5分の10

池田市総合計画基本構想の議決に関する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第12号

池田市総合計画基本構想の議決に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、池田市総合計画基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本となる構想をいう。）の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第13号

池田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

池田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第14号

池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

池田市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「子どもの属する世帯」に改める。

第2条第2号中「者で」の次に「未成年者である」を加え、「者を」を「ものを」に改め、同条第4号中「医療保険各法の規定により医療を受けた者又は保護者（保護者であった者を含む。）が」を「子どもが受けた医療について医療保険各法の規定により」に改める。

第4条中「市長は」の次に「、対象者が受けた医療について」を、「の額」の次に「（以下「助成額」という。）」を加え、「（以下「助成額」という。）とする」を「とする」に改める。

第5条中「対象者の」を削り、「まで」の次に「のうち対象者である期間」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

第6条第1項中「保護者」の次に「（対象者が成年者である場合は、対象者。以下同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 未成年者である対象者について、第2項の規定によりその保護者が医療証の交付を受けた場合において、当該対象者が成年者になったときは、当該医療証の交付を受けた保護者は、速やかにこれを当該対象者に引き渡さなければならない。この場合において、当該引き渡された医療証は、当該対象者が交付を受けたものとみなす。

第7条第1項ただし書中「対象者」を「当該申請があった日が同条第2項の規定により交付を受けた医療証に係る対象者（以下「受給者」という。）」に、「に申請を行った」を「である」に改め、同条第2項ただし書中「当該助成すべき額を当該対象者」を

「受給者の保護者（受給者が成年者である場合は、受給者。以下同じ。）の申請に基づき、助成額を当該受給者」に改める。

第8条中「第6条第2項の規定により医療証の交付を受けた対象者の」を「受給者又はその」に改め、「保護者」の次に「（受給者が成年者である場合は、受給者。以下同じ。）」を加え、「住所を有する」を「存する」に改め、「当該受給者が」を削る。

第9条中「対象者が」を「受給者の」に、「に関し、」を「について」に改め、「損害賠償を」の次に「当該受給者又はその保護者が」を加え、「第4条の規定により助成すべき額の全部若しくは」を「助成額の全部又は」に改め、「既に助成した額の全部若しくは一部を」を削る。

第10条中「医療証の交付を受けた対象者」を「受給者」に改める。

第12条中「助成を受けた額」を「受けた助成額」に改める。

第13条中「第6条第2項の規定に基づき医療証の交付を受けた」を「受給者の」に改め、「当該」の次に「受給者の」を加える。

第14条中「当該」を「受給者の」に、「、正当な」を「正当な」に、「又は答弁若しくは」を「同条の規定による質問に対して答弁せず、又は同条の規定による」に、「を拒んだ」を「の求めに応じない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前になされたこの条例による改正前の第7条第2項ただし書に規定する医療費の助成の申請に係る当該医療費の助成は、なお従前の例による。

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第15号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の39の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の40の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の52の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の53の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市立養護老人ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第16号

池田市立養護老人ホーム条例を廃止する条例

池田市立養護老人ホーム条例（昭和29年池田市条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）

2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第39号までを1号ずつ繰り上げる。

規 則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月11日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第46号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の16の項中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

池田市職員採用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第47号

池田市職員採用規則の一部を改正する規則

池田市職員採用規則（昭和31年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第1条に見出しとして「（職員の新規採用）」を付し、同条中「本市職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定により教育委員会の事務局に置く指導主事を除く。以下「職員」という。）」を「職員」に、「職員採用評価委員会の評価報告を受けた者の中から採用する」を「選考（特定の候補者における職務を遂行する能力があるか否かの実証に基づく試験をいう。）により選ばれた者又は競争試験（不特定多数の候補者における職務を遂行する能力があるか否かの実証に基づく試験をいう。以下同じ。）に合格した者でなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員の採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）を実施した場合において、当該採用試験に合格した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は採用しない。

- (1) 採用試験を受ける資格を有していないことが明らかとなったとき。
- (2) 採用試験の過程において、虚偽の申告その他不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなったとき。
- (3) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に必要な適格性を欠くことが明らかとなったとき。

第1条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員（池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第1条に規定する本市一般職の職員をいう。以下同じ。）の採用について必要な事項を定めるものとする。

第3条に見出しとして「（採用試験の方法）」を付し、同条中「職員の」を削り、「の科目について」を「に掲げる方法のうちから」に改め、同条ただし書を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 面接

第3条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、採用に係る職についてその職務を遂行する能力があるか否かを判定する方法

第4条を次のように改める。

（委員会）

第4条 採用試験の公平かつ適切な実施について必要な事項を審議するため、池田市職員採用試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

本則に次の3条を加える。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 総務部人事課長
- (4) 前3号に掲げるもののほか、採用に係る職に応じて市長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、総務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長でない副市長（当該副市長に事故があるとき、又は当該副市長が欠けたときは、総務部長）が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第48号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号ケ中「労務提供先」を「役務提供先」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

池田市立市民活動交流センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年5月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第49号

池田市立市民活動交流センター条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正)

第1条 池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号ウ中「池田市立石橋会館」を「石橋会館」に改め、同号カ中「公益活動団体の育成」を「公益活動の支援」に、「協働の促進」を「市民協働の推進」に改め、同号ク中「公益活動促進センター」を「市民活動交流センター」に改める。

(池田市公益活動促進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市公益活動促進に関する条例施行規則（平成13年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条から第13条までを削る。

第14条第1項中「第24条」を「第12条」に、「様式第8号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

第15条中「第25条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第16条中「第31条」を「第19条」に改め、同条を第11条とし、第17条を第12条とする。

様式第5号から様式第7号までを削る。

様式第8号中「第14条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第9号中「第14条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

(池田市立コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 池田市立コミュニティセンター条例施行規則（平成11年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第13条第1項のただし書」を「第13条第1項ただし書」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「社会教育団体」を「社会教育関係団体」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項ただし書を削る。

	施設の名称	休館日			
別表第1中	池田市立コミュニティセンター	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで	を「 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%; text-align: center;">施設の名称</td><td style="width: 30%; text-align: center;">休館日</td></tr></table> 」	施設の名称	休館日
施設の名称	休館日				

に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第50号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月9日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第51号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市留守家庭児童会条例施行規則（平成16年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「及び開設時間は、」を「は月曜日から土曜日までとし、開設時間は」に、「、当該」を「当該」に改め、同項第1号ア中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号イ中「日曜日」を「土曜日」に、「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第1号イの改正規定（「午前8時30分」を「午前8時」に改める部分に限る。）は、令和4年7月21日から施行する。

池田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月13日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第52号

池田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成14年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成7年政令第429号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第3条第1項中「に掲げる書類と」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（提出を要しないと市長が認めるものを除く。）と」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 政令第4条第1号に掲げる建築物の場合 次に掲げる書類

ア 耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類

イ 耐震診断を行った者が耐震診断資格者等（省令第5条第1項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）であることを証する書類

ウ 省令第28条第2項に規定する構造計算書、現地調査の結果が分かる書類及び省令第33条第1項の表に掲げる図書

エ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）において定められた法第4条第2項第3号に掲げる事項に基づく耐震改修を行った場合にあつては、当該耐震改修の施工の状況が分かる書類

オ 代理者によって報告を行う場合にあつては、代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 政令第4条第2号に掲げる建築物の場合 次に掲げる書類

ア 耐震診断の概要を記載した調査結果表

イ 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における塀及び当該塀が附属する建物（政令第4条第2号に規定する建物をいう。）の位置並びに報告に係る塀と他の塀との別
	塀の長さ及び高さ
	擁壁の位置
	土地の高低及び敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差

報告に係る塀の部分の立面図	塀の長さ及び高さ
報告に係る塀の部分の断面図	塀の高さ及び厚さ
構造詳細図（塀の一体性及び転倒の評価を行う場合に限る。）	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
構造計算書（塀の一体性及び転倒の評価において詳細評価を行う場合に限る。）	塀が基本方針に基づく基準に適合するかどうかを確認した構造計算の結果及びその算出方法
現況写真及び撮影位置図	写真を撮影した位置及び方向

ウ 耐震診断を行った者が耐震診断資格者等であることを証する書類

エ 代理者によって報告を行う場合にあつては、委任状

第3条第2項を削る。

第4条第1項第2号中「耐震診断資格者」を「耐震診断資格者等」に改め、同項第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条第1項中「各号に掲げる」の次に「場合の」を加え、同項第1号オ中「その他」を「アからエまでに掲げるもののほか、」に改め、同項第2号エ中「その他」を「アからウまでに掲げるもののほか、」に改め、同条第2項第2号中「耐震診断資格者」を「耐震診断資格者等」に改め、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第3項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条第1項中「掲げる書類」の次に「（提出を要しないと市長が認めるものを除く。）」を加え、同項第2号中「耐震診断資格者」を「耐震診断資格者等」に改め、同項第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第53号

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第3条」を「第7条第1項」に、「対象者」を「受給者」に改め、同条第4項中「対象者」を「受給者」に改め、同条第5項中「対象者」を「受給者」に改め、「場合は」の次に「、第1項の規定にかかわらず、当該月の一部自己負担額は2,500円とし」を加え、「を助成する」を「の助成を行う」に改め、同条第6項中「対象者（」を「受給者の）」に、「がある場合にあつては、当該対象者又はその保護者。第6条において」を「（受給者が成年者である場合は、受給者。以下）」に改める。

第4条第1項第2号中「対象者の」を「条例第3条に規定する対象者（以下単に「対象者」という。）のうち満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「就学前対象者」という。）にあつては、その）」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条第3項中「対象者」を「就学前対象者」に改める。

第6条中「対象者」を「当該申請をした者」に改める。

第7条第1項中「対象者」を「受給者」に改め、同条第2項中「前条の規定により交付を受けた医療証に係る対象者（以下「受給者」という。）が条例第3条の規定による」を「受給者が」に、「でなくなった」を「に該当しなくなった」に、「受給者（保護者がある場合にあつては、当該受給者又はその保護者）」を「当該受給者の保護者」に改め、同条第3項中「（保護者がある場合にあつては、当該受給者又はその保護者。次条、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）」を「の保護者」に改める。

第8条第1項中「受給者は、」を削り、「破り」を「破損し」に改め、「ときは」の次に「、受給者の保護者は」を加え、同条第2項中「破り」を「破損し」に改め、同条第3項中「受給者」の次に「の保護者」を加える。

第9条第2項中「受給者」の次に「の保護者」を加える。

第10条第1項第2号中「受給者の」を「受給者が未成年者の場合にあつては、その）」に改め、同条第2項中「受給者」の次に「の保護者」を加える。

第11条中「（保護者がある場合にあつては、当該受給者又はその保護者）」を「の保護者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第54号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「場合は」の次に「、第1項の規定にかかわらず、当該月の一部自己負担額は3,000円とし」を加え、「を助成する」を「の助成を行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第55号

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年池田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「場合は」の次に「、第1項の規定にかかわらず、当該月の一部自己負担額は2,500円とし」を加え、「を助成する」を「の助成を行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第56号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「4箇月」を「4月」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「第4項」を「次項」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして別に定める職員が任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項（この項において読み替える場合を含む。以下この項及び第16項において同じ。）の規定により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項に規定する支給期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第16項中「第3項」の次に「（第4項において読み替える場合を含む。）」を加える。

第10条第1号中「第2条第5項第3号」を「第7条第11項第3号」に改める。

別表の第2号区分の項中「市立池田病院企業職員の給与に関する規程」の次に「（昭和42年池田市病院管理規程第1号）」を加え、同表の第4号区分の項中「池田市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表」を「池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の行政職給料表」に、「及び」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第7条第11項第5号の改正規定は、同年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第7条第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして別に定める職員に該当するに至った者に係る同条第1項（同条第4項において読み替える場合を含む。）に規定する支給期間は、なお従前の例による。

訓 令

池田市職員採用詮衡委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和4年5月23日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第1号

池田市職員採用詮衡委員会規程を廃止する訓令
池田市職員採用詮衡委員会規程（昭和31年池田市規程第3号）は、廃止する。

附 則
この訓令は、令達の日から施行する。

公 平 委 員 会

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月22日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

（勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和28年池田市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置の要求をしようとする職員が署名押印して」を削る。

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「記載し、審査請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第14条第4項中「、再審を請求しようとする者が記名押印して」を削る。

（不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則の一部改正）

第3条 不利益処分についての審査請求に関する規則施行細則（昭和38年池田市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「行ない、記名押印を求めるものとする」を「行う」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第2号の2中「㊟」を削り、「（元）〇〇勤務何某」を「（元） 勤務 」に改める。

様式第3号、様式第4号、様式第5号の2、様式第8号及び様式第8号の2中「㊟」を削る。

様式第8号の3中「なお、当日は印鑑をご持参ください。」を削る。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第10号中「下記事項について記名、押印した」を削る。

様式第12号中「注意 当日印鑑をご持参ください。」を削る。

様式第13号、様式第14号及び様式第16号中「㊟」を削る。

（職員団体の登録に関する規則の一部改正）

第4条 職員団体の登録に関する規則（昭和41年池田市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「印」を削る。

（池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則の一部改正）

第5条 池田市公平委員会聴聞の手続に関する規則（平成7年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第9号までの規定中「印」を削る。

（公務災害補償の審査に関する規則の一部改正）

第6条 公務災害補償の審査に関する規則（平成14年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、審査を請求する者（以下「請求人」という。）が記名押印して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月22日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「広報報道監」の次に「、地域政策推進監」を加え、同表石橋プラザの項中「石橋プラザ」を「石橋図書館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

池 田 病 院

市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年6月29日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第9号

市立池田病院副院長事務分担規程の一部を改正する規程

市立池田病院副院長事務分担規程（平成23年池田市病院管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「林 由美」を「松本 美知子」に改める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

市立池田病院参与の設置に関する規程をここに公表する。

令和4年6月29日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第10号

市立池田病院参与の設置に関する規程

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づき、市立池田病院に参与を置くことができる。

（選任）

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、病院運営に係る専門的事項に関し、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められる者を参与に選任することができる。

（職務）

第3条 参与は、管理者の求めに応じ、高度かつ専門的な知識経験に基づき、病院運営に係る特命事項に関し、必要な指導・助言を行うことができる。

（選任期間）

第4条 参与の選任期間は、1年を超えない範囲内で管理者が定める。ただし、特に必要と認めるときは、引き続き1年を超えない範囲内で更新することができる。

（報酬）

第5条 報酬の額は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）第18条の規定に基づき、職務の専門性及びその他の勤務条件を考慮し、予算の範囲内で管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月28日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第5号

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り）」に改め、同条中「児童、生徒を引率する業務」の次に「及び条例第11条に規定する業務」を加える。

第5条中「、第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）」を「及び第18条（臨時的任用職員の休暇）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第6号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「4箇月」を「4月」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「第4項」を「次項」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして別に定める職員が任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項（この項において読み替える場合を含む。以下この項及び第16項において同じ。）の規定により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項に規定する支給期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第16項中「第3項」の次に「（第4項において読み替える場合を含む。）」を加える。

第10条第1号中「第2条第5項第3号」を「第7条第11項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第7条第11項第5号の改正規定は、同年10月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第7条第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして別に定める職員に該当するに至った者に係る同条第1項（同条第4項において読み替える場合を含む。）に規定する支給期間は、なお従前の例による。